

呉市地域公共交通協議会規約

(目的及び設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による呉市地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な事項を協議するため、法第 6 条第 1 項及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 9 条の 2 の規定に基づき、呉市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 連携計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 呉市長職務代理者規則（平成 11 年呉市規則第 8 号）第 2 条に規定する第 1 順位の副市長（第 5 条第 3 項において「第 1 副市長」という。）及び市長が指名する呉市職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の役員
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の役員
- (4) 住民又は利用者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の役員
- (6) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局の職員
- (7) 広島県の職員
- (8) 学識経験者

2 前項各号に掲げる者のほか、呉市長が必要と認めるときは、協議会に次に掲げる者を委員として加えることができる。

- (1) 所轄の警察署長
- (2) 関係する道路管理者及び港湾管理者
- (3) その他の協議会の運営上必要と認められる者

(委員の任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は、委嘱又は任命をした日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(役員)

第 5 条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監査員 2 人

- 2 会長は、第1副市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、第3条第1項第8号に掲げる学識経験者のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監査員は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 7 監査員は、毎年度において協議会の会計監査を行うものとし、その結果を協議会の会議において報告する。
- 8 会長、副会長及び監査員は、相互にその職を兼ねることができない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、呉市都市部交通政策課内に置く。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 議決を要する事項については、会議に出席した委員(代理人を含む。以下「出席委員」という。)の全会一致をもって決するものとする。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開とすることができる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から資料を提出させ、又は当該者に会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会で協議が整った事項については、委員その他の関係者はこれを尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 会長は、第2条各号に掲げる協議事項に関して、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 協議会に係る経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 3 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員(第8条第5項の規定により会議に出席した者を含む。)が会議に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。

- 2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、呉市報酬及び費用弁償条例(昭和22年呉市条例第42号)の規定の例による。

(協議会の解散等)

第12条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則
この規約は、平成20年3月19日から実施する。

付 則
この規約は、平成20年4月1日から実施する。

(参考)

呉市地域公共交通協議会 構成委員

	職名	該当
構成委員	呉市第1副市長	第3条第1項第1号
	呉市都市部長	第3条第1項第1号
	(社)広島県バス協会専務理事	第3条第1項第2号
	呉市交通企業管理者	第3条第1項第2号
	瀬戸内産交(株)代表取締役専務	第3条第1項第2号
	広島県タクシー協会呉支部長	第3条第1項第3号
	呉市自治会連合会会長	第3条第1項第4号
	呉市老人クラブ連合会会長	第3条第1項第4号
	呉市女性連合会会長	第3条第1項第4号
	呉市PTA連合会会長	第3条第1項第4号
	呉公営交通労組執行委員長	第3条第1項第5号
	国土交通省中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官	第3条第1項第6号
	広島県企画振興局地域振興部地域政策課 交通対策室長	第3条第1項第7号
	学識経験者	第3条第1項第8号

その他、呉市長が必要と認めるときは、協議会に次に掲げる者を委員として加えることができる。

その他 構成委員	広島県呉警察署長	第3条第2項第1号
	広島県広警察署長	第3条第2項第1号
	広島県音戸警察署長	第3条第2項第1号
	広島県木江警察署長	第3条第2項第1号
	関係する道路管理者及び港湾管理者	第3条第2項第2号
	その他の協議会の運営上必要と認められる者	第3条第2項第3号

呉市地域公共交通協議会委員名簿

氏名	所属	役職
なかもと かつくに 中本 克州	呉市	副市長
ますもと かずとし 益本 一敏	呉市	都市部長
かねはら とおる 金原 徹	(社)広島県バス協会	専務理事
おかじま まさお 岡島 正男	呉市交通局	交通企業管理者
どい としなり 土井 俊斉	瀬戸内産交(株)	代表取締役専務
いわおき たくお 岩沖 卓雄	(社)広島県タクシー協会	呉支部支部長
よしい みつひろ 吉井 光廣	呉市自治会連合会	会長
すずき たかお 鈴木 孝雄	呉市老人クラブ連合会	会長
きだ てるえ 喜田 晃江	呉市女性連合会	会長
えのき だいすけ 榎 大介	呉市 PTA 連合会	会長
おくだ ひろかず 奥田 博和	呉公営交通労働組合	執行委員長(呉市交通局)
とみた なおや 富田 直也	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)
しつぼう としのり 七寶 敏則	広島県	企画振興局地域振興部地域政策課交通対策室 長
ふじわら あきまさ 藤原 章正	広島大学	大学院国際協力研究科教授
やまおか しゅんいち 山岡 俊一	呉工業高等専門学校	環境都市工学科助教
まるやま けんじ 圓山 賢治	広島県呉警察署	署長
さむかわ ひさお 寒川 寿男	広島県広警察署	署長
ありた たかゆき 有田 孝行	広島県音戸警察署	署長
ふじもと こうじ 藤本 孝治	広島県木江警察署	署長

呉市地域公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市地域公共交通協議会規約(以下「規約」という。)第13条の規定に基づき、呉市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、呉市からの負担金、他の団体等の補助金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに呉市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、呉市予算及び決算規則(昭和54年呉市規則第15号)の規定の例による。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、呉市予算及び決算規則(昭和54年呉市規則第15号)及び呉市会計規則(昭和39年7月10日規則第35号)の規定の例による。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに呉市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成20年3月19日から施行する。ただし、平成20年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「平成20年度第1回目の」に、読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目	
1 負担金	1 負担金	1 負担金	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	

別表第2（第4条関係）歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目	
1 運営費	1 会議費	1 会議費	
	2 事務費	1 事務費	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	
3 予備費	1 予備費	1 予備費	

呉市地域公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市地域公共交通協議会規約第6条の規定に基づき、呉市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、呉市都市部交通政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、呉市都市部交通政策課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 予算の執行に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、呉市文書取扱規程(昭和44年8月1日訓令13号)の規定の例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、呉市公印規則(昭和63年3月30日規則第10号)の規定の例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成20年3月19日から施行する。

別表(第6条関係)

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
呉市地域公共交通協議会会長の印		てん書	21×21 (ミリメートル)	会長名をもって発する文書	1	事務局長